

台風16号による被害を受けました皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

また、この度の台風16号による災害が、国の災害救助法の適用を受けることになりました。そこで、家屋などの全壊・半壊・床上・床下浸水の被害を受けられた人には次の減免などの措置が適用されます。

台風16号による被災者の皆さんへ

(給付)

内容	条件など	給付物	問合せ先
災害見舞金 (1世帯につき)	住居の全壊	30,000円	福祉推進課生活福祉係 ⑥92318
	住居の半壊	20,000円	
	住居の床上浸水	10,000円	
学用品の給付	床上浸水以上の被害を受け、学用品を喪失または汚れて使えなくなつた場合	文房具及び通学用品	学校教育課 ⑥92152

台風16号による被害を受けました皆様に対し、次の方の措置を適用します。

台風16号による被害を受けました皆様に対し、次の措置を適用します。

給付及び減免

台風16号による被害を受けました皆様に対し、次の措置を適用します。

○り災証明の発行

市民生活課交通生活安全係
☎⑥921221

笠岡市(市税など)

(減免)

下水道料使用金及び	幼稚園保育料	保育料	負担額	支援費制度利用者	一部負担金	介護保険サービス	都固定資産税	介護保険料	国民健康保険税	市民税	減免となる税及び負担金など
漫水により被災した家屋(8・9月分の水道使用量が基本料金以内の人には対象外)	住居の全壊	人床	人床上浸水以上	人床上浸水以上	下の人	被災を受けた第1号被保険者または家財が床上浸水、半壊、床下浸水などによる使用不能となつた償却資産の納税者が1000万円以下前年	地：大量的岩石などが流入した土地、地盤が崩壊した土地などの納税者	償却資産：床上・床下浸水などにより使用不能となつた償却資産の納税者	家屋：床上浸水した家屋、倒壊した家屋などの納税者	円以下の前年の合計所得が1000万円以下の人	床上浸水以上の被害を受け、前年の合計所得が1000万円以下の前年の所得に応じて減免
水量分(前年同期の使用水量を超えた人は、直近の使用水量を超えた実績もない人は、平均減免の使用実績を超えた)	半額	全額	40%減免	応じて減額または免除	損害の程度と前年の所得に応じて減額または免除	損害の程度と前年の所得に応じて減額または免除	・倒壊した家屋	・償却資産：床上・床下浸水などにより使用不能となつた償却資産の納税者	対納期未到来分の割合で減免税額に応じて減額または免除	平成16年度分で8月納期分	損傷の程度と前年の所得に応じて減額または免除
分8・9月使用	17年3月まで平成	9月から平成	10月分から6	た月から	申し出のある	利用分まで	8月から平成17年3月	以降	平成16年度分で9月納期分	平成16年度分で8月納期分	内 容
	す	●幼稚園保育料 ●申請書は各幼稚園にあります	●請書 ●保育料減免申		●介護保険サービス一部負担金減免申請書	●(床上浸水した家屋の場合は不要)	●固定資産税及び都市計画税 ●り災証明書	●固定資産税及び都市計画税 ●減免申請書	●市県民税・国民健康保険税・介護保険料 ●減免申請書	●市県民税・国民健康保険税・介護保険料 ●減免申請書	提出書類
		11平成16年11月1日					2月28日				提出期限(必着)
上下水道部経理課	⑥95241	教育委員会庶務課	⑥92132	子育て支援課子育て支援係	⑥92133	福祉推進課障害福祉係	⑥92139	保険年金課介護保険係	⑥92118	税務課固定資産税 ⑥92116	問合せ先